

電気通信事業法施行規則等の一部改正について
(諮問第 1 2 0 6 号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書 (案)	3 5
3	改正概要	3 6
4	新旧対照表	4 4

- ・ 電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部を改正する省令案
- ・ 平成 1 3 年総務省告示第 2 4 3 号 (電気通信事業法第 3 3 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 2 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定に関する件) 改正案

平成20年6月24日

情報通信審議会電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会
主 査 東 海 幹 夫

報 告 書

平成20年4月22日付け諮問第1206号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 また、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は別添のとおりである。

電気通信事業法施行規則等の一部改正に対する意見及びその考え方

1. 総論

意見	再意見	考え方
意見1 NGNとひかり電話網の指定は公正な競争環境整備及び利用者利便の向上の観点から不可欠な措置であり、当該指定に伴う規定整備に賛同。	再意見1	考え方1
<p>○ 平成20年3月27日に総務省より公表された「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について 答申」(以下、「答申」という。)において、NTT東西の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)及びひかり電話網は、新たに第一種指定電気通信設備として指定することが適当との結論がなされました。弊社共としましては、当該指定は公正な競争環境整備及び利用者利便の向上の観点からも不可欠な措置と考えるため、今回当該指定に伴い必要な規定整備を行うことに賛同いたします。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	—	—
意見2 FTTH市場を中心に電気通信市場における競争状況を定期的評価の上、NTT東西の独占状況の改善が見られない場合には、答申における考え方の修正も含め、各種規定の見直しに取り組むことを要望。	再意見2	考え方2
<p>○ NTT-NGNとひかり電話網を第一種指定電気通信設備として指定することは、最低限必要なルール化を行うことに過ぎず、第一種指定電気通信設備制度の趣旨に鑑み、今回の指定が接続事業者の当該設備利用を促進し、かつ公正な競争を促進するものとするべく、各機能のアンバンドル等の詳細を規定する必要がありますが、この観点からは、弊社共は今回の規定整備には依然不十分な点が残されていると考えま</p>	—	<p>○ 情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日情審通第53号。以下「答申」という。)を踏まえ、競争セーフガード制度の対象として、第一種指定電気通信設備の指定範囲等に加えてアンバンドルすべき機能を追加するなど、接続ルールの基本的な枠組みについては定期的に検証することとしており、これに加えて、接続ルールに見直すべき点</p>

<p>す。</p> <p>従って、弊社共としては、今回の規定整備において、見直しを行うことを要望するとともに、今後、FTTH市場を中心に電気通信市場における競争状況を定期的に評価の上、NTT東西の独占状況の改善が見られない場合には、総務省において答申における考え方の修正も含め、各種規定の見直しについて厭わず取り組まれることを要望いたします。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		<p>が生じた場合は適時適切に対応することにより、次世代ネットワーク(以下「NGN」という。)を巡る競争環境の変化に即応した接続ルールの見直しを行うことが適当である。</p>
<p>意見3 NGNの技術や機能は、今後様々な変化・発展の可能性を秘めていること等から、まずは自由競争による取組を促し、問題が生じたら調整を図るといった事後規制とすることを基本とし、規制を最小化する方向で省令改正案を見直すべき。</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 当社は、安心・安全で信頼性とセキュリティの高いネットワークを構築することにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①消費者利便の向上 ②地方における新たな産業育成及び地域経済の活性化 ③産業界全体の国際競争力の強化 <p>といった国益増進に貢献していきたいと考えております。</p> <p>また、次世代ネットワーク(以下「NGN」という。)の発展に関する国際的な取り組み競争で少しでも優位に立てるよう、NGNの効用を最大限引き出せるようなルール作りが肝要であると考えます。</p> <p>しかしながら、今回の告示・省令改正案は、平成20年3月27日付け情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(情審通第53号。以下「答申」という。)に基づき、我が国では、世界で最もオープン化が進展し、諸外国と比べても最も低廉な光インターネット料金が実現されてい</p>	<p>○ ボトルネック設備である固定系加入者回線と一体として設置されるNTT東・西の次世代ネットワーク(以下「NGN」といいます。)で提供されるサービスが、加入電話のようにNTT東・西に再び独占されることのないよう、接続条件の同等性等、公正競争条件が担保されることは必須です。</p> <p>「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」情報通信審議会答申(平成20年3月27日。以下「答申」といいます。)P. 1のとおり、「競争事業者が、NGNを利用して創意工夫を活かした多様なサービスを遅滞なく提供可能な環境を整備することは、公正競争の確保や利用者利便の向上を図る観点から重要な課題」との認識のもと、接続ルールが整備されることは、我が国の情報通信産業の健全な発展を図るため、大変重要であると考えます。したがって、答申を踏まえ、今回省令等改正を行うこと</p>	<p>○ 答申に示したとおり、従来の回線交換網(以下「PSTN」という。)からIP網への移行が進展する中で、NGNは、我が国における基幹的な通信網としての性格を有することが想定される。こうした中、NGNはシェア70%超を占めるFTTH サービスやシェア75%超を占めるひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者にとって、利用の公平性が確保された形で、自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ利用者利便の確保の観点からも不可欠であることから、NGNを第一種指定電気通信設備に指定することとする本省令案等は適当である。</p> <p>また、本省令案等に新たに規定されたアンバンドル機能は、他事業者からの要望があり技術的に可能な場合は、過度の経済的負担がない限りアンバンドルして提供しなければならないという基本的考え方を踏襲した上で、既存サービスを提供するための機能はアンバンドルする一方、NGN</p>

るにもかかわらず、NGNやひかり電話網の指定設備化、IP-IP接続機能やイーサネット接続機能等の新たなアンバンドル義務の設定等、電話時代の発想に基づく規制強化の内容となっております。

NGNの技術や機能については、国際的な標準化の途上であり、今後様々な変化・発展の可能性を秘めている中で、当初からこうした予断に基づき日本独自のルールを導入することは、世界のIP網の中で孤立化を招き、国際的な競争から取り残され、結果的に我が国における新たなサービス・ビジネス・技術の展開を抑制し、多様化・高度化するお客様ニーズへの迅速かつ柔軟な対応を妨げることになり、お客様にとっての利便性が大きく低下する等重大な問題が生じることになると考えます。

したがって、まずは自由競争による取り組みを促し、問題が生じたら調整を図るといった事後規制とすることを基本とし、規制を最小化する方向で今回の告示・省令改正案を見直していただきたいと考えます。

(NTT東日本)

- 当社の次世代ネットワークは、お客様に、既存のIPブロードバンドサービスをより安心してご利用いただくと共に、より広帯域で帯域確保型の新サービスも追加的にご利用いただけるようにするため、既存の地域IP網・ひかり電話網を大容量化・高度化していくものであり、既存のPSTN網と別に構築していくものです。

次世代ネットワークは、標準化動向やお客様ニーズ等を踏まえながら、これから徐々に発展していくネットワークであり、技術的にもサービスのにも将来の予見が難しいものであり、また、その構築、技術開発及びサービス開発の面で、当社も他事業者も同じス

は適切です。

ボトルネック設備である固定系加入者回線と一体として設置されるNGNは、競争事業者の事業展開上不可欠であり、また、利用者の利便性の確保という観点からも当該ネットワークの利用が確保されることが不可欠であることから、その接続条件は、競争の促進及び利用者利便の増進の観点から極めて重要なものとなっております。また、NTT東・西は、接続において圧倒的に優位な立場に立ち得ることから、事業者間協議により合理的な条件で合意することが期待しにくい構造となっております。したがって、第一種指定電気通信設備制度(ボトルネック設備に着目した特別な接続ルール)をNTT東・西に対して追加的に適用することは大変重要な措置であると考えます。

(KDDI)

固有の新規機能(帯域制御機能等)はアンバンドルしないこととしている。これに加え、本省令案等の附則では、接続料原価を算定するために必要なコストドライバの状況やアンバンドル機能の利用の動向等を勘案し、本省令案等の施行後も必要に応じて所要の検討・措置を行う旨を明確化しており、答申に基づく規定整備として適当と考えられる。

タートラインに立っており、今後の発展は各事業者の創意工夫や努力如何にかかっているところです。

このような環境下において、なお、従来の競争政策(ボトルネック設備を指定し、その設備を公定料金で内外無差別に貸し出しさせる仕組み)を継続した場合、自ら努力して設備を造るよりも、他人が努力して造った設備を借りた方が有利となることから、本来行われるべき設備競争は進展せず、特定の事業者の設備独占の上にサービス競争のみが展開される構造を変化させることはできないため、結果、設備競争とサービス競争の適正なバランスを図っていくことができなくなると考えます。

当社だけでなく、KDDI殿やソフトバンクテレコム殿も自前の次世代ネットワークを構築されることを表明され、これから本格的に構築されようとしている時期であるからこそ、ここは従来の発想を転換して、21世紀のIPブロードバンド時代に相応しい競争政策に思い切って舵を切り、各事業者が自らのリスクで自前のネットワークを構築し、技術を開発し、それぞれの創意工夫によりお客様のニーズに即したサービスを提供するよう促す競争環境を整備することで、お客様利便の向上、ICT産業の成長・拡大、ひいては我が国全体の経済の活性化、国際競争力の維持・向上を図るべきです。

情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」において示された内容は、全体として、一部の他事業者の漠然とした想定や懸念に基づく意見が採用されており、当社の次世代ネットワークに対して、新たなアンバンドル義務を課そうとする等、規制強化色が極めて濃いものとなっています。次世代ネットワークの技術や機能が今後どのように変化・発展していくか不透明な状況にあり、また、接続事業者のネットワークについてもその詳細や接続のプロトコルが未だ明らかになってお

<p>らず、具体的なサービス内容も定まっていない現段階において、次世代ネットワークの構築や新規サービス開発を進めようとしている事業者の意欲を殺ぎ、多様なIPブロードバンドサービスの芽を摘むことがないよう、あえて事態の推移を先回りした想定や懸念に基づき、当社の次世代ネットワークに対して、従来と同様の「造るより借りた方が得」になるようなオープン化規制を課すのではなく、各事業者自由に事業展開を行わせるべきであり、万一それによって問題が生じたとしても、事後的に問題を解決する姿勢に徹することで、IPブロードバンドサービス市場のダイナミックな発展を促し、健全な競争を促進すべきと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>		
---	--	--

2. NGN及びひかり電話網の第一種指定電気通信設備の指定対象への追加(電気通信事業法施行規則改正及び指定告示改正関係)

意見4 SIPサーバは、NGNやひかり電話網のルータや伝送路設備とともに中核的機能を果たすものであり、第一種指定電気通信設備の対象に追加することに賛同。	再意見4	考え方4
<p>○ SIPサーバは、その有するサービス品質や回線認証等の制御機能とルータが連携してセッション制御を行う中核的機能を果たすものであり、NTT-NGNやひかり電話網においてルータや伝送路設備とともにネットワークを構成する主要な設備であることから、SIPサーバを第一種指定電気通信設備の対象に追加することは必要と考えます。</p> <p>なお、ネットワークの中核的機能を果たすものとしてSIPサーバ以外の設備も存在するのであれば(例えば、SDPを司る設備等)、当該設備が指定から外れているということでは、NTT-NGNやひかり電話網を第一種指定電気通信設備に指定する目的を果たせないこととなるため、このような事態を回避すべく、</p>	<p>○ SIPサーバに限らず当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。</p> <p>(1)世界的に最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者が独自にIP通信網を構築できる環境は十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築し、既に約1,500万(H19.12末:東西計)のユーザを獲得していることから、当社のNGNをはじめとするIP通信網にボトルネック性はないこと。</p> <p>(2)ブロードバンド市場においては、熾烈な競争が</p>	<p>○ SIPサーバは、収容ルータと連携して帯域制御機能等を提供するNGN等を構成する主要設備であり、NGN等を第一種指定電気通信設備に指定するに際し、SIPサーバも含めて規定整備する本省令案等は適当と考えられる。</p> <p>なお、第一種指定電気通信設備の指定方法をポジティブリスト方式に変更すべきとの再意見については、電気通信市場において急速な技術革新・ネットワーク構造の変化が生じている状況や、NTT東西の設備についてNTT東西と競争事業者等との間に情報の非対称性が存在していることにかんがみれば、ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず</p>

<p>NTT-NGN やひかり電話網を構成する主要な設備の指定漏れが発生しないように省令を規定して頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>展開されており、NTTのシェアは首都圏が41%、近畿圏で38%(H19.12 末現在)と、既に競争が大きく進展していることから、当社のNGNをはじめとするIP通信網だけを規制する理由はないこと。</p> <p>(3) 諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はないこと。</p> <p>なお、現行の指定告示の規定方法は、「指定しない設備を具体的に列挙する方法」となっておりますが、接続ルールは当社の財産権を制限する面を有しており、このような私権を制限する対象となる設備は、規制する立場にある行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。(こうした必要最小限のものに規制を限定するという考えは、累次の規制緩和・規制改革論議の中で繰り返し確認されてきた原則です。)</p> <p>また、新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できないはずであり、むしろ現に指定されているルータ等の局内装置については、他事業者が自ら設置し、また最新の設備を自由自在に更改しており、当社の局内装置を利用されるケースはほとんど皆無であることを踏まえれば、不可欠性はないものと考えます。</p> <p>したがって、現行の指定告示の規定方法(「指定しない設備を具体的に列挙する方法」)を、「指定する設備を具体的に列挙する方法」に改め、規制の対象は、個々の設備ごとに行政が不可欠性を挙証できたものだけを追加する方法に変更していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>ず、一定期間指定されない場合が生じ得ることから、ネガティブリスト方式を引き続き採用することが適当と考えられる(情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成19年3月30日情審通第34号))。</p>
---	---	--

	<p>○ 当社の次世代ネットワーク及び既存の地域IP網には、以下の観点からボトルネック性はなく、それらネットワークを構成する電気通信設備を指定電気通信設備の対象とすることは適当でないと考えます。</p> <p>①他事業者がIPネットワークを自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IPネットワークの自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっている。</p> <p>②現に、他事業者は独自のIPネットワークを構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得している。(FTTH・CATVブロードバンドサービス市場で見た場合、当社のシェアは西日本マクロで47.8%(平成19年12月末)に止まり、30府県中17府県で当社シェアが50%を下回り、うち9県ではCATV事業者殿のシェアが当社シェアを上回っている。三重、富山、福井、山口のCATV事業者殿のシェアは、67%、61%、57%、52%(平成19年12月末)と、当社のシェアを遥かに凌いでいる状況。このように、ブロードバンドサービス市場では、当社と他事業者の間で多様な競争が進展している。) ⇒別添参照(省略)</p> <p>③その結果、地域IP網の接続料として、平成13年より、接続約款に「ルーティング伝送機能」</p>	
--	--	--

	<p>を規定していたものの、平成 18 年に開始されたNTT東西間接続という一例以外には利用実績がないこと。また、自社IP網からの接続先を自社ISP網のみとする垂直統合型ビジネスモデルを採用されている事業者の場合、地域IP網に全く依存することなく事業展開されており、現に事業展開に支障が生じている事実はない。</p> <p>④アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化によって遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いかどうかは当社の次世代ネットワークや地域IP網自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がない。</p> <p>また、平成 16 年 7 月に集合住宅ユーザ向けIP電話サービスに用いるルータについて、また、平成 17 年 7 月に集合住宅ユーザ向けIP電話サービスに用いるルータについて、指定電気通信設備に該当するか否かが検討された際、指定電気通信設備に該当するか否かの判断にあたっては、市場調達可能性や他事業者が同様のサービスを提供できるか否かを個別に検討した上で判断すべきものとされた上で、具体的には、以下の理由により、当該ルータにはボトルネック性が認められないとの整理が図られています。</p> <p>①当該ルータは、市場で競争的に供給が受けられるものであり、容易に調達・設置が可能なものである。</p> <p>②アクセスラインについては、NTT東西の接続</p>	
--	---	--

	<p>約款において、「加入者光ファイバ」又は「加入者光ファイバとメディアコンバータ」といった単位でアンバンドルがなされている。</p> <p>③①②により他事業者はNTT東西のIP電話サービスと同様のサービスを提供することが可能であり、また、他事業者は既にNTT東西のIP電話サービスと同様のサービスを実施している。</p> <p>当時と現在を比較した場合、IP電話サービスに用いるルータの市場調達可能性や、他事業者が当社のIP電話サービスと同様のサービスを提供できるか否かという点においては、何ら状況が変わっているものではないことから、ひかり電話網を構成する電気通信設備についても指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見5 NGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網は、指定電気通信設備の対象から除外すべき。</p>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ 当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。</p> <p>(1)世界的に最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者が独自にIP通信網を構築できる環境は十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していることから、当社のNGNをはじめとするIP通信網にボトルネック性はないこと。</p> <p>・他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は中継ダークファイバや局舎コロケーションといった「素材」を最大限提供し</p>	<p>○ 答申P. 9のとおり、「全加入者回線の過半数を占める加入者回線を設置する事業者が加入者回線と一体として設置するネットワークは、過半数の加入者へのアクセスを独占していると捉えることが可能」との認識のもとにボトルネック設備に着目した特別な接続ルールを適用することは、NTT東西が加入者へのアクセスを独占し、市場支配力を保持している実態を踏まえた、適切な措置であると考えます。したがって、答申を踏まえ、今回施行規則及び指定告示の一部改正を行うことは適切です。</p> <p>(1)NGN及びイーサネット系サービスのデータ通</p>	<p>○ NGNを第一種指定電気通信設備に指定することが適当であるのは、考え方3に示したとおり。</p> <p>また、地域IP網については、NGNと当面並存する状況の中で、現在よりもその規模を拡大することが想定されており、NTT東西のFTTH 市場のシェアが70%を超える状況の中で新規契約数では約80%を占める状況にあることを踏まえれば、FTTHサービス等を提供するネットワークとしてその重要性は高まりこそすれ、低くなるとは直ちに判断することはできないこと、また多数のISP事業者が地域IP網に接続している状況等を踏まえれば、答申に示したとおり、引き続き、地域IP網を第一種指定電気通信設備に指定することと</p>

<p>ております。</p> <p>(中継ダークファイバの提供実績:164事業者、3,408区間、約5万芯(H20. 3末NTT東日本エリア)。局舎コロケーションの提供実績:127事業者、1,884ビル、約4.5万架(H19. 3末NTT東日本エリア。)(別紙1:省略)</p> <p>・また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等にお応えするため、新たな貸出し形態の実現や手続きの迅速化などを通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しております。(別紙2:省略)</p> <p>(2)競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のNGNをはじめとするIP通信網だけを規制する理由はないこと。</p> <p>・ブロードバンド市場では、熾烈な競争が展開されており、NTT東西のシェアは、首都圏では41%、近畿圏では38%。FTTHサービスに限っても首都圏では66%、近畿圏では56%のシェアであり、熾烈な競争が展開されております(H19. 12末時点)。その結果、この5年間でユーザ料金も大幅に低廉化してきており、諸外国と比べても最も低廉な光インターネットの料金となっております。(別紙3~6:省略)</p> <p>・ひかり電話についても、加入電話と代替的なサービスとされる直収電話、OAB~J IP電話、CATV電話、050 IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは22%程度(東西計:H19. 12末時点)、更に、携帯電話だけを所有されているお客様が増加していることを鑑み、携帯電話も含めたシェアで見れば4%程度(同上)に過ぎません。</p> <p>(3)諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はないこと。</p>	<p>信網について</p> <p>⇒ NTT東・西は、独占時代に国民負担で敷設した線路敷設基盤(局舎・管路・とう道・電柱等)を保有しています。これらは電気通信事業に必要不可欠なボトルネック設備です。ボトルネック設備である固定系加入者回線と一体として設置されるNTT東・西のNGN自体もまた、同じ線路敷設基盤を用いて構築されます。従って、答申P. 12のとおり、「NGNは…第一種指定電気通信設備に指定することが必要」です。イーサネット系サービスのデータ通信網についても同様に指定することが必要です。</p> <p>⇒ また、答申P. 14のとおり、「NTT東西のFTTHユーザは、NGNの收容ルータに收容されると、現時点では、コア網としてNGN以外の他事業者網を選択することができない」ことから、NGNの不可欠性は従来の第一種指定電気通信設備に比べても高いものであると考えます。</p> <p>(2)地域IP網について</p> <p>⇒ NGNの稼動後も地域IP網のボトルネック設備との一体性は変わりません。答申P. 16のとおり、「地域IP網との接続は、引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点からも不可欠である状況に変わりはない」だけでなく、「NTT東西のFTTHユーザは、地域IP網の收容ルータに收容されると、コア網として地域IP網以外の他事業者網を選択することができない」ことから、地域IP網の不可欠性はより一層高まると考えます。</p> <p>したがって、「地域IP網は、引き続き第一種</p>	<p>する本省令案等は適当である。</p> <p>さらに、ひかり電話網については、第一種指定電気通信設備の指定対象外とされた04年度と比較して、06年度末には、番号数は約800倍、サービスシェアも3%から約75%に飛躍的に上昇していることを踏まえれば、他事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であり、また利用者利便の確保の観点からも不可欠となっている状況にあること等から、答申に示したとおり、ひかり電話網を第一種指定電気通信設備に指定することとする本省令案等は適当である。</p>
---	---	--

<p>(NTT東日本)</p> <p>○ 当社の次世代ネットワークは、お客様に、既存のIPブロードバンドサービスをより安心してご利用いただくと共に、より広帯域で帯域確保型の新サービスも追加的にご利用いただけるようにするため、既存の地域IP網・ひかり電話網を大容量化・高度化していくものであり、既存のPSTN網と別に構築していくものです。既存の地域IP網・ひかり電話網から次世代ネットワークへの移行にあたっては、次世代ネットワークのエリア拡大過程において、当面の新規需要にも対応していく必要があることから、当面はオーバーレイ的に運用・展開していかざるを得ませんが、まずは、ひかり電話網の中継面から次世代ネットワーク用の装置に置き換えていき、最終的にはエッジルータを含め、既存の地域IP網・ひかり電話網を次世代ネットワークに置き換えていくこととしています。</p> <p>次世代ネットワークは、標準化動向やお客様ニーズ等を踏まえながら、これから徐々に発展していくネットワークであって、技術的にもサービスのにも将来の予見が難しいものであり、また、その構築、技術開発及びサービス開発の面で、当社も他事業者も同じスタートラインに立っており、今後の発展は各事業者の創意工夫や努力如何にかかっているところですが、このような環境下において、あえて事態の推移を先回りした想定や懸念に基づき、当社の次世代ネットワークに対して、従来と同様の「造るより借りた方が得」になるようなオープン化規制を課した場合、次世代ネットワークの構築や新規サービス開発を進めようとしている事業者の意欲を殺ぎ、多様なIPブロードバンドサービスの芽を摘むことになりかねません。そのため、各事業者に自由に事業展開を行わせるべきであり、万一それによって問題が生じたとして</p>	<p>指定電気通信設備に指定することが当面必要」です。</p> <p>(3)ひかり電話網について ⇒ ひかり IP 電話サービスは加入電話の代替サービスであり、フレッツサービスの付加サービスでもあります。フレッツサービスのネットワークである地域IP網が指定設備であることから、ひかりIP電話のネットワークも本来、当初から指定されておくべきものでした。加入電話におけるボトルネック独占の弊害は、ひかりIP電話に引継がれ、引続き維持される懸念が大きいと考えられます。</p> <p>また、答申P. 19のとおり、「ひかり電話網は、光ファイバ回線をアクセス回線としており、前述のNGNや地域IP網と同様に、NTT東西のFTTHユーザは、ひかり電話網の収容ルータに収容されると、コア網としてひかり電話網以外の他事業者網を選択することができない」ことから、ひかり電話網の不可欠性はより一層高まると考えます。したがって、ひかり電話網は、「第一種指定電気通信設備に指定することが必要」です。</p> <p>(KDDI)</p>	
---	--	--

も、事後的に問題を解決する姿勢に徹することで、ブロードバンド市場のダイナミックな発展を促し、健全な競争を促進すべきと考えます。

そもそも、既存の地域IP網自体、以下の観点からボトルネック性はなく、指定電気通信設備の対象から除外いただく必要があると考えますが、当社の次世代ネットワークについても、上述のとおり、既存の地域IP網を大容量化・高度化していくものに過ぎないため、地域IP網と同様、指定電気通信設備の対象とすることは適当でないと考えます。

- ① 他事業者がIPネットワークを自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IPネットワークの自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっている。
- ② 現に、他事業者は独自のIPネットワークを構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得している。(FTTH・CATVブロードバンドサービス市場で見た場合、当社のシェアは西日本マクロで47.8%(平成19年12月末)に止まり、30府県中17府県で当社シェアが50%を下回り、うち9県ではCATV事業者殿のシェアが当社シェアを上回っている。三重、富山、福井、山口のCATV事業者殿のシェアは、67%、61%、57%、52%(平成19年12月末)と、当社のシェアを遥かに凌いでいる状況。このように、ブロードバンドサービス市場では、当社と他事業者の間で多様な競争が進展している。)⇒ 別紙1参照(省略)
- ③ その結果、地域IP網の接続料として、平成13年より、接続約款に「ルーティング伝送機能」を規定

<p>していたものの、平成 18 年に開始されたNTT東西間接続という一例以外には利用実績がないこと。また、自社IP網からの接続先を自社ISP網のみとする垂直統合型ビジネスモデルを採用されている事業者の場合、地域IP網に全く依存することなく事業展開されており、現に事業展開に支障が生じている事実はない。</p> <p>④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化によって遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いかどうかは地域IP網自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がない。</p> <p>したがって、当社の次世代ネットワークの設備を第一種指定電気通信設備の対象に追加する指定告示改正を行うことは適当でないと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>		
<p>意見6 IP電話サービスに用いるルータの市場調達可能性や他事業者もIP電話サービスと同様のサービスを提供できる点から、ひかり電話網のルータは、従来どおり、指定電気通信設備の対象から除外すべき。</p>	<p>再意見6</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ 平成 16 年 7 月に集合住宅ユーザ向けIP電話サービスに用いるルータについて、また、平成 17 年 7 月に集合住宅ユーザ向けIP電話サービスに用いるルータについて、指定電気通信設備に該当するか否かが検討された際、指定電気通信設備に該当するか否かの判断にあたっては、市場調達可能性や他事業者が同様のサービスを提供できるか否かを個別に検討した上で判断すべきものとされた上で、具体的には、以下の理由により、当該ルータにはボトルネック性が認</p>	<p>—</p>	<p>(考え方5に同じ)</p>

<p>められないとの整理が図られています。</p> <p>① 当該ルータは、市場で競争的に供給が受けられるものであり、容易に調達・設置が可能なものである。</p> <p>② アクセスラインについては、NTT東西の接続約款において、「加入者光ファイバ」又は「加入者光ファイバとメディアコンバータ」といった単位でアンバンドルがなされている。</p> <p>③ ①②により他事業者はNTT東西のIP電話サービスと同様のサービスを提供することが可能であり、また、他事業者は既にNTT東西のIP電話サービスと同様のサービスを実施している。</p> <p>当時と現在を比較した場合、IP電話サービスに用いるルータの市場調達可能性や、他事業者が当社のIP電話サービスと同様のサービスを提供できるか否かという点においては、何ら状況が変わっているものではないことから、当該ルータは、従来どおり、指定電気通信設備の対象から除外すべきであり、ひかり電話網のルータを第一種指定電気通信設備の対象に追加する指定告示改正を行うことは適当でないと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>		
<p>意見7 イーサネット系サービス等のデータ通信網には、指定電気通信設備の対象から除外すべき。</p>	<p>再意見7</p>	<p>考え方7</p>
<p>○ イーサネット系サービス等のデータ通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イーサネットサービスの市場シェアは、NTT東：14.5%、NTT西：13.1%に対して、アンバンドルを要望しているKDDI殿のシェアは23.6%となっており(H18.9末時点)、競争は十分に進展していること。 ・また、イーサ装置の価格は1台当たり百万円から数 	<p>○ 答申P.12のとおり、「NGNは…第一種指定電気通信設備に指定することが必要」です。イーサネット系サービスのデータ通信網についても同様に指定することが必要です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ イーサネットサービスについては、ユーザのネットワーク全体を単一の事業者が一括して提供することが望ましいという特性があること、また今後需要が高速化することが想定されることにかんがみれば、NTT東西が従来の県域を超えた県間のサービスに進出するに際しては、利用の公平性の確保等の公正競争を担保する措置が必要であり、答申に示したとおり、イーサネットを第一種指</p>

<p>百万円程度であり、当社又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供していること。</p> <p>(NTT東日本)</p>		<p>定電気通信設備に指定することとする本省令案等は適当である。</p>
<p>意見8 メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバは、指定電気通信設備の対象から除外すべき。</p>	<p>再意見8</p>	<p>考え方8</p>
<p>○ メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置(例、OLTは延べ920ビルに設置(H20. 3末時点))していること。その結果、接続料を設定したものの他事業者の利用は皆無であること。 ・局内光ファイバについては、光ファイバの提供開始当初(H13)から他事業者による自前敷設を可能としており、平成15年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放を実施する等環境整備に努めてきた結果、74%が他事業者による自前敷設となっていること(H18. 11末のNTT東西合計値。局内光ファイバ総数265千芯のうち他事業者による自前敷設が196千芯)。また、他事業者も計画的に所定の手続き、自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能となっていること。 <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 局内光ファイバについては、他事業者による自前敷</p>	<p>○ ボトルネック設備である固定系加入者回線と一体として設置される装置類については、指定の継続が必要です。指定の要否は、実際の利用の有無ではなく、ボトルネック性の有無により判断されるべきです。したがって、答申P. 20のとおり、「引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが当面必要」です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ メディアコンバータやOLT等の装置類は、加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけ切り出してボトルネック性の有無を判断することは適当ではないことから、答申に示したとおり、当該装置類を第一種指定電気通信設備に指定することとする本省令案等は適当である。</p>

<p>設が可能であり、当社の加入者光ファイバと一体で利用する局内光ファイバの場合、その 74%が他事業者による自前敷設となっています(平成 18 年 11 月末時点の東西合計値。局内光ファイバ総数 265 千芯のうち他事業者による自前敷設が 196 千芯)。また、当社の局内光ファイバの指定を直ちに解除しない理由として、「当社ビル内において、当社の局内光ファイバを利用する場合と他事業者が局内光ファイバを自前敷設する場合とでは供用開始に至る期間に差異が生じる場合がある」と指摘されていますが、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことによって、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局内光ファイバを自前敷設できることから、当該理由を根拠に、指定の解除を見送ることは合理的でないと考えます。</p> <p>イーサネットスイッチについては、1台あたり百万円～数百万円程度に過ぎず誰でも容易に調達・設置可能である等、参入機会の均等性が確保されていることから、また、現に、電力系事業者殿をはじめ多数の事業者が参入し、熾烈なユーザ獲得競争を繰り広げていることから、ボトルネック性が無いことは明らかであり、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。また、メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、局内スプリッタ等の装置類についても、同様に、ボトルネック性がないことは明らかであるため、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>		
<p>意見9 端末系伝送路設備について、敷設済のメタル回線と競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分の上、加入光ファイバを指定電気通信設備の対象から除外すべき。</p>	<p>再意見9</p>	<p>考え方9</p>
<p>○ 端末系伝送路設備については、電柱等ガイドライン</p>		<p>○ 第一種指定電気通信設備の指定に際して、メタ</p>

<p>に基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。現に光ファイバについては、電力会社殿が当社の約 2 倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と熾烈な設備競争を展開しています。また、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去 6 年間で契約数を 1.5 倍の 2,875 万世帯(平成 19 年 3 月末。再送信のみを含む)に増加させています。</p> <p>したがって、端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と、競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>⇒ 別紙2、3参照(省略)</p> <p>(NTT西日本)</p>		<p>ル回線と光回線を区別せずに行うことについては、①両回線は共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等といった共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等にかんがみれば、両者を区別すべき合理的根拠は見出し難いことから、合理性が認められるものと考えられる。</p>
---	--	--

3. NGN等に係るアンバンドル機能及び標準的接続箇所の追加(電気通信事業法施行規則改正及び接続料規則改正関係)

<p>意見10 NGNの技術や機能は、今後様々な変化・発展の可能性を秘めている中、接続事業者のネットワークについてもその詳細等が明らかになっておらず、具体的なサービス内容も定まっていない現段階では、サービス展開の自由度を確保し、利用者の利便性を高める観点から、設備・機能のアンバンドルは必要最小限のものとすべき。</p>	<p>再意見10</p>	<p>考え方10</p>
<p>○ これまで積み重ねてきたオープン化の取り組みにより、他事業者が独自にIP通信網を構築できる環境は整っていることから、当社のNGNをはじめとするIP通</p>	<p>○ 答申P. 23～P. 30のとおり、アンバンドルをすることが必要です。したがって、答申を踏まえ、今回施行規則及び接続料規則の一部改正を行うこ</p>	<p>(考え方3に同じ)</p>

<p>信網にボトルネック性はないため、指定電気通信設備の対象とすべきではないと考えますが、仮に今回指定電気通信設備として整理せざるを得ない場合には、NGNの技術や機能は今後様々な変化・発展の可能性を秘めている中で、接続事業者のネットワークについてもその詳細や接続のプロトコルが明らかになっておらず、具体的なサービス内容も定まっていない現段階においては、サービス展開の自由度を確保し、お客様の利便性を高める観点から、設備・機能のアンバンドルは必要最小限のものとする必要があると考えます。</p> <p>この点、答申でも、基本的な考え方として、「他事業者の要望」がある場合にアンバンドルして提供することを前提としており、今回の告示・省令改正においては、こうした基本的な考え方を基に見直していただきたい。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>とは適切です。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見11 フレッツサービスに係る機能のアンバンドルについては、実需が存在することが明らかになった時点で、アンバンドルの是非を改めて検討することが適当であり、他事業者の実需要等が明らかでない段階で、当該機能をアンバンドルするための接続料規則改正を行うことは適当でない。</p>	<p>再意見11</p>	<p>考え方11</p>
<p>○ 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能、特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能及び特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能のアンバンドルについて</p> <p>地域IP網において、平成13年よりルーティング伝送機能の接続料を設定していたにもかかわらず、他事業者との接続実績はなく、また現時点、他事業者から当社に対し具体的な接続要望もないことから、今回の告示・省令改正においては、アンバンドル対象か</p>	<p>○ 答申P. 25のとおり、「NTT東西は、2007年1月から、互いの地域IP網同士を接続したIPv6サービスの提供を開始」しましたが、これに伴い当該形態は、「収容局接続の一形態として追加」されました。詳述すると、NTT東・西は、収容局接続メニューとしてアンバンドルしていた「ルーティング伝送機能」について、かつて競争事業者には「中継局での接続には利用できない」と伝えていました。ところが、NTT東・西間のIPv6接続の活用業務認可申請の際に、中継局接続を行う必要が出てきた</p>	<p>○ 答申に示したとおり、①競争事業者からは速やかにアンバンドルして提供することが求められていること、②今後、ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展する中で、アクセス回線での設備競争・サービス競争の激化が想定されるが、それに伴い、他事業者が自ら調達したアクセス回線等を収容ルータに接続する形態が増えていくことも想定されること、③また、NGNは、今後我が国の基幹的な通信網となることが想定され、新たな機能や今後段階的に追加される機能等を活用した</p>

<p>ら除外し、実需が存在することが明らかになった時点で、アンバンドルの是非を改めて検討することが適当であると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ フレッツサービスに係る機能のアンバンドル等については、地域IP網においても、ルーティング伝送機能の接続料を設定したものの、平成 13 年から現在に至るまで 6 年以上、(東西間接続を除き)1社の接続実績さえありませんでした。</p> <p>「他事業者から、収容局接続について速やかにアンバンドル提供するよう要望されている」こと等を理由に今回もアンバンドル等するよう求められていますが、要望事業者(KDDI殿・イーアクセス殿・ソフトバンク殿)はパブリックコメントとして意見提出されているものの、当該要望事業者から具体的なルーティング伝送機能の利用要望は頂いておりませんし、そもそも、前述のとおり、当該要望事業者は独自のIPネットワークを構築し、現に、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得されています。</p> <p>以上のとおり、他事業者にルーティング伝送機能の利用要望が真にあるとは考えられないことから、当該他事業者のパブリックコメントの意見ではなく、具体的な接続要望を待つてアンバンドル／接続料設定の要否を判断することとしていただくべきであり、他事業者の実需要等が明らかでない段階で、フレッツサービスに係る機能をアンバンドルするための接続料規則改正を行うことは適当でないと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>ため、収容局ルータを中継局ルータとしても利用できるように、自身の都合に合わせて接続約款を変更しています(添付資料参照)。NTT東・西は未だに、競争事業者に伝えていたこれまでの接続条件を変更するに至った経緯を、競争事業者に対して説明しておりません。</p> <p>NTT東・西は「ルーティング伝送機能」について競争事業者の利用実績が皆無であった、具体的な利用要望がないとの意見を述べていますが、競争事業者は、変更前の条件で「ルーティング伝送機能」の利用可否を検討した結果、ぶつ切り料金設定を前提としたフレッツとの相互接続に対応した請求システムの構築、運用フローの確立等を行った経緯があります。当初からNTT東・西が接続約款変更後の「ルーティング伝送機能」の利用条件を提示していたならば、競争事業者は当該機能の利用について、NTT東・西と具体的な協議を進めることができたと考えられます。NTT東・西が競争事業者の要望には応じることなく、自身の都合が整った後から「ルーティング伝送機能」の利用条件を変更したことが問題であり、現時点で競争事業者の利用実績があるかどうかは問題の本質ではありません。NTT東・西が競争事業者との接続より自社サービス提供(NTT東・西間のIPv6接続)を不当に優遇したという点こそが重大な問題であると考えます。</p> <p>したがって、NGNにおいては、収容局接続及び中継局接続について、当初からアンバンドルすることが必要です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>事業展開の機会が拡大するものと考えられるが、その際、既存の地域IP網で存在していた収容局接続による接続形態を用意しておくことが、事業者による創意工夫を活かした多様な利用形態でのNGNへの参入を促進すると考えられることから、フレッツサービスに係る機能をアンバンドルすることが当面必要と考えられる。</p> <p>このため、フレッツサービスに係る機能をアンバンドルする本省令案等は適当である。</p>
<p>意見12 中継局接続に係る機能については、実需が存在することが明らかになった時点で、アンバンドルの是非を改めて検討することが適当であり、他事業</p>	<p>再意見12</p>	<p>考え方12</p>

<p>者の実需要等が明らかでない段階で、中継局接続に係る機能をアンバンドルするための接続料規則改正を行うことは適当でない。</p>		
<p>○ 一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能のアンバンドルについて</p> <p>以下の理由から、今回の告示・省令改正においては、アンバンドル対象から除外し、実需が存在することが明らかになった時点で、アンバンドルの是非を改めて検討することが適当であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他事業者のNGNについては、その提供開始時期や接続のプロトコルが明らかになっておらず、具体的な接続内容が定まっていない状況にあること。 ・他事業者の既存IP網との接続については、IP電話以外に、大容量の映像配信等様々な新サービスがPOIを通して混在して流されることも想定され、ネットワークの利用形態については、現時点予測し難い状況にあること。また、接続料を設定するにあたって必要なトラヒックを把握するための課金装置等については、現時点、当社だけでなく他事業者も設置されていないこと。 ・世界的にみても、IP-IP網間はピアリング／トランジットといった形態で取り引きしており、我が国のNGNだけ画一的な接続料を設定することは、日本独自のルールを作ることになり、世界のIP網の中で孤立化を招き、国際的な競争から取り残されるおそれがあること。(別紙7:省略) <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 中継局接続については、他事業者のネットワークの詳細が明確でなく、標準化も途上であり、そのような状況下で、接続料を具体的に算定することは現実的</p>	<p>—</p>	<p>○ 答申に示したとおり、既に地域IP網では、中継局接続に該当していたIPv6サービスはアンバンドルされた機能を用いて接続料を互いに支払ってサービス提供をしていたこと、またNTT東西のNGN間のIP電話サービスの提供は中継局接続の形態のみで行われることとなること、更に今後PSTNからIP網へとネットワーク構造が変化するに伴い、他事業者のネットワークとの接続も、IGS接続は減少し中継局接続が増えていくことが想定されること等にかんがみれば、中継局接続に係る機能はアンバンドルすることが必要になると考えられる。このため、中継局接続に係る機能をアンバンドルする本省令案等は適当である。</p> <p>なお、中継局接続においては、今後、大容量の映像配信サービスなど新規サービスの提供が想定され、接続事業者のサービス提供方法等によっては、接続料の設定と並行して設備増強やビル&キープ方式の適用を含めその負担方法の在り方の検討が必要となる場合も考えられることから、本省令案の附則にはその趣旨を明確にする検討規定が措置されているところである。</p>

<p>に困難であるため、ビルアンドキープ方式とする選択肢も含め、基本的には事業者間の相対により決定すべき事項であり、現時点で事前規制を課すことは問題であると考えます。</p> <p>中継局接続においては、①お互いの網を利用されるお客様が相互に通信しあうため、一方向の通信に偏らないと想定され、②新しい品質確保型の大容量通信サービスについては、その利用動向を見極める必要がある等、接続事業者との間のトラヒック動向が不透明であり、また、接続形態や利用形態も未だ不透明であるため、③更に、接続料を設定し事業者間精算を行う際に必要となるトラヒック測定のための課金装置等も当社側だけでなく他事業者側でも準備する必要があるが、これについて双方ともに準備が整っていないため、現段階で中継局接続に係る機能のアンバンドル／接続料設定を義務づけるべきでなく、他事業者の実需要等が明らかでない段階で、当該機能をアンバンドルするための接続料規則改正を行うことは適当でないと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>		
<p>意見13 IP電話サービスに係る機能について、現行のひかり電話の接続料は、NTT東西が任意に接続料を設定しているものではなく、相手方事業者が設定する接続料と同水準とすることを基本に、各事業者と相対で決定しているに過ぎない。このため、公正競争上の問題はないこと等から、公正競争上の問題が生じた段階でアンバンドル等について検討すべきであり、現段階で、当該機能をアンバンドルするための接続料規則改正を行うことは適当でない。</p>	<p>再意見13</p>	<p>考え方13</p>
<p>○ 関門交換機接続ルーティング伝送機能のアンバンドルについて</p> <p>以下の理由から、今回の告示・省令改正において</p>	<p>○ ひかり電話の接続料は、答申P. 26のとおり、「相対取引で決まっているため、相手側事業者によって接続料水準が異なっており、公正競争上大きな問題となっている」状況であることから、第一</p>	<p>○ 答申に示したとおり、①他事業者からは、NGNやひかり電話網を第一種指定電気通信設備に指定した上で、接続料設定を求める意見が示されていること、②また、現在、相対料金とは言え、ひか</p>

<p>は、アンバンドル対象から除外し、現行のひかり電話の接続料の場合と同様、引き続き、事業者間の協議により相対で接続料を設定することを認めていただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行のひかり電話の接続料は、「接続相手方の事業者が設定する接続料水準に合わせて設定」しており、当社が任意に接続料を設定しているものではないため、公正競争上の問題はないこと。(別紙8:省略) ・ひかり電話の接続料を事業者均一とした場合、接続事業者の接続料が当該均一接続料を上回って設定されることも想定されますが、お互いのネットワークを利用しあうにもかかわらずこうした費用負担のバランスが崩れることは、競争中立的でないこと。 ・先般、ソフトバンク殿が公表されたグループ内のIP電話と携帯電話との間のユーザ料金を無料とするプランは、会社間の接続料を相対で自由に設定可能であることにより提供できるものと想定されますが、当社のNGNについて事業者均一の接続料設定を義務付けられた場合、当社が各携帯電話事業者との間で同様の新サービスを実現することが困難となり、当社のNGNユーザの利便性を著しく損なうことになること。 <p>仮に、本機能をアンバンドルし、事業者均一の接続料設定を義務付ける場合には、他社接続料の設定如何によって事業者間の公平性が損なわれる事態が生じないような対応策をあわせて検討する必要があります。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ IP電話サービスに係る機能の接続料について、「ひかり電話網の接続料は相対取引で決まっているため、相手側事業者によって接続料水準が異なってお</p>	<p>種指定電気通信設備であるひかり電話に係る機能については、「コストに適正利潤を加えた事業者間均一の接続料設定をするために、当該機能をアンバンドルすることは必要」です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>り電話網では、IGS接続の接続料が設定されており、当該接続料設定が技術的に実現不可能とは言えないこと、③更に、当該接続料は相対取引で決まっているため、相手側事業者によって接続料水準が異なっており、公正競争上大きな問題となっているとの意見が示されていること等を踏まえれば、IP電話サービスに係る機能をアンバンドルすることは必要と考えられる。このため、IP電話サービスに係る機能をアンバンドルする本省令案等は適当である。</p> <p>なお、答申に示したとおり、IP電話サービスの接続料(IGS接続)については、現在のひかり電話網では、NTT東西と接続事業者が、協議の上、相互の接続料を基本的に同額に設定していることから、接続事業者においては、IP電話サービスに係る機能の接続料が設定された後も、この点に留意することが求められる。</p>
--	---	--

り、公正競争上大きな問題となっているとの意見が示されている」こと等を理由に今回新たにアンバンドルするよう求められていますが、現在のひかり電話の接続料については、相互補償的な考えに基づき、相手方事業者が設定する接続料と同水準とすることを基本に、各事業者と相対で決定しているに過ぎず、当該接続料が相対で決定されていることが公正競争を阻害するという他事業者の指摘は具体的に何を問題視されているのか理解いたしかねます。

したがって、現在の接続料の決定方法に拠ることで、公正競争上の問題が具体的に明らかになるまでの間は、現状の運用(相対)を継続することとし、具体的な問題が生じた段階でアンバンドル等について検討することとしていただくべきであり、現段階で、IP電話サービスに係る機能をアンバンドルするための接続料規則改正を行うことは適当でないと考えます。

当社としては、むしろ、自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とするサービスを提供しているながら、当社に対して、他の移動体事業者の網使用料に比して最も高い水準の網使用料を設定している移動体事業者の方が公正競争を阻害している可能性が高いと考えます(当該移動体事業者の公式ホームページによれば、自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とする一方で、自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料を頂けるので利益を出すことができると記載されていることに鑑みれば、自社内通話や自社グループ間通話の赤字を接続事業者が支払う接続料でもって補填されている懸念があります。)。⇒ 別紙4参照(省略)

また、これまでは、ひかり電話の接続料を交渉する過程で、他社接続料の低廉化に向けた働きかけを行うことが可能であったため、他社 0AB～J/050 電話

<p>サービスに係る接続料は、ひかり電話の接続料と同水準となるよう設定されてきたところですが、今後はそのような働きかけを行うことが困難になると想定されるため、他社接続料の高止まりによって事業者間の公平性が損なわれる事態が生じないよう、その低廉化に向けた対処策を検討しておく必要があると考えます(なお、当社PSTN網から発信して他社 0AB～J/050 電話網に着信する場合において、当社PSTNサービスに係る接続料よりも高額な他社 0AB～J/050 電話サービスに係る接続料が設定されているケースが現に存在します。)</p> <p>(NTT西日本)</p>		
<p>意見14 イーサネットサービスに係る機能について、漠然とした利用要望ではなく、具体的な実需要が最低限必要であり、実需が存在することが明らかになった時点で、アンバンドルの是非を改めて検討することが適当である。他事業者の実需要等が明らかでない段階で、当該機能をアンバンドルするための接続料規則改正や標準的接続箇所を追加するための電気通信事業法施行規則改正を行うことは適当でない。</p>	<p>再意見14</p>	<p>考え方14</p>
<p>○ イーサネットフレーム伝送機能のアンバンドルについて</p> <p>以下の理由から、今回の告示・省令改正においては、アンバンドル対象から除外し、実需が存在することが明らかになった時点で、アンバンドルの是非を改めて検討することが適当であると考えます。</p> <p>・イーサネットサービスの市場シェアは、NTT東：14.5%、NTT西：13.1%に対して、アンバンドルを要望しているKDDI殿のシェアは23.6%となっており(H18.9末時点)、競争は十分に進展していること。</p> <p>また、イーサ装置の価格は1台当たり百万円から数</p>	<p>○ 答申P. 28のとおり、「NTT東西が、従来の県域を越えた県間のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置を取ることが必要であり、競争事業者からアンバンドルの要望があれば、イーサネットサービスに係る機能のアンバンドルをすることが必要」です。現在、弊社はNTT東・西と協議中であり、当該機能の利用条件を確認しているところです。</p> <p>なお、NTT東・西ともに「イーササービスの市場シェアは、NTT東日本：14.5%、NTT西日本：13.1%に対して、アンバンドルを要望しているKDDIのシェアは 23.6%(H18.9 末時点)」と述べられておりますが、これはイーサネットサービス全体における、</p>	<p>○ 答申に示したとおり、イーサネットサービスは、ユーザのネットワーク全体を単一の事業者が一括して提供することが望ましいという特性があること、また今後イーサネットサービスに係る需要が高速化することが想定されることにかんがみると、NTT東西が、従来の県域を越えた県間のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置が必要であり、競争事業者からの要望があれば、イーサネットサービスに係る機能のアンバンドルをするとともに、標準的接続箇所を追加することが必要と考えられる。このため、イーサネットサービスに係る機能をアンバンドル等する本省令案等は適当である。</p>

<p>百万円程度であり、当社又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供していること。</p> <p>こうした点からすれば、他事業者は需要が密で採算が取れるエリアは自前で設備を構築し、需要が疎で自前で設備を構築するよりも借りる方が得なエリアだけ借りてサービスを提供するというクリームスキミング的な利用が太宗を占めるものと想定されること。</p> <p>・また、その接続料設定のために少なくとも10億円程度の改造費が必要となり、他事業者利用が進まなければその費用の大半を当社のお客様が負担すること。答申では、こうした点を考慮せず「接続料原価に算入し接続事業者間で負担すれば良い」と結論付けておりますが、こうした考えは、競争中立性の観点から問題であるばかりでなく、我が国産業全体の国際競争力向上の観点から低廉なネットワーク構築を目指すという国策にも反すること。</p> <p>・さらに、スタックテスト規制の中で接続料を設定することは、謂わばユーザ料金の下限値を競争事業者にオープンにすることとなり、事業者間で熾烈な法人ユーザ獲得競争が繰り広げられている中で、大口ユーザをすべて競争事業者に奪われかねないことから、事実上法人市場から当社を撤退させるに等しいこと。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 当社のイーササービスについて、以下の理由により、アンバンドル／接続料設定／標準的接続箇所の追加を義務づけることは適当でないと考えます。少なくとも、漠然とした利用要望ではなく、具体的な実需要を示していただくことが最低限必要であると考えます。</p>	<p>県内・県間両方のサービスを提供している弊社のシェアと、県内サービスのみ提供している(県間サービスにまだ進出していない状態の)NTT東・西のシェアの比較です。県内エリアに限ったサービスでは、NTT東・西は70%程度のシェアを持つものと推定されます(弊社試算による)。イーサネットサービスには、お客様のネットワーク全体を単一の事業者が一括で提供することが、お客様にとって理想的であるという特性があります。ボトルネック設備を保有し、県内で70%もの圧倒的なシェアを持つNTT東・西が、接続料の設定を行わない「ぶつ切り」のお客様料金設定のまま県間サービスにも進出すれば、県内サービスのシェアが県間サービス、ひいてはイーサネットサービス全体のシェアに波及するものと想定されます。</p> <p>(KDDI)</p>	
---	---	--

<p>① 他事業者は、当社又は電力系事業者殿から光ファイバを借りて、1台あたり百万円～数百万円程度に過ぎない自前イーサ装置を当社ビル等にコロケーションすれば、当社のイーササービスと同等のサービスを提供可能である。</p> <p>② その結果、イーササービスの市場シェアを見ると、当社が 13.1%、NTT東日本が 14.5%であるのに対し、アンバンドルを要望されている KDDI 殿のシェアが 23.6%となっており、競争は十分に進展している。</p> <p>③ イーササービス市場には、電力系事業者殿をはじめ多数の事業者が参入し、熾烈なユーザ獲得競争を展開している中、当社だけがイーササービスの接続料設定を強いられ、サービス原価を他業者にオープンにするよう強いられた場合、当社は競争上著しい不利益を被ることになる。</p> <p>④ イーササービスのアンバンドルを要望されている KDDI殿は、需要密度が高い都市部エリアを中心に既にサービスを自前提供されており、実際、お客様からKDDI殿に対し、IP-VPN等の足回り回線としてイーササービスを提供してほしいとの実需要があれば、KDDI殿がイーササービスを自前提供されるケースも少なくないと考えられるため、需要が疎で自前設備を構築するよりも当社設備を借りる方が得なエリアのみで、当社設備を借りてサービス提供されることになることも考えられる(クリームスキミングが生じる。)</p> <p>⑤ 巨額のオペレーションシステム等改造費用をかければ、PVCメニューを提供することも技術的には可能(オペレーションシステム等が改造されるまでの間は、接続料を相対取引で設定することを含め、PVCメニューの提供を設定すること自体、技術的に不可能)ですが、当社が多額の費用をかけて開発等しても、PVCメニューの利用が需要が疎のエリア</p>		
--	--	--

<p>に止まれば、低廉なネットワーク構築に支障を来た ず可能性が高いと考えられる。</p> <p>⑥ 当社のイーササービスの提供形態は通常の企業 ネットワークの形態であるP-MP通信を念頭に置 いたものとなっており、相互接続通信のためにPVC メニューを設けた場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P-MP通信の場合はネットワーク全体で1ユー ザごとに1のVLAN ID利用で足りたものが、PVC メニューでは1回線ごとに1のVLAN IDを消費 することになり、VLAN IDが枯渇しやすくなる。 ・P-MP通信の場合はイーサ網内において最適 経路で通信可能なものが、PVCメニューを用いた 相互接続通信が増えると、相互接続点を折り返す 通信が増加することになるため、イーサ網内を流 通するトラヒックが増加すること等によってイーサ 網の設備増強が頻繁に必要な等、コスト増や 追加構築したイーサ網への既存ユーザの収 容替え等によるお客様の利便性低下に繋がるこ とも考えられるため、PVCメニューの提供によっ て、当社のイーササービスの提供が不効率にな ると懸念される。 <p>したがって、他事業者の実需要等が明らかでない 段階で、当社のイーササービスに係る機能をアンバ ンドルするための接続料規則改正や標準的接続箇所を 追加するための電気通信事業法施行規則改正を行う ことは適当でないと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>		
<p>意見15 収容局接続に係る機能のアンバンドルにつ いては、接続事業者の要望に沿った内容で提供が なされるよう、接続料規則の改正案第4条を次のと おり修正すべき。</p>	<p>再意見15</p>	<p>考え方15</p>

<p>・一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能 他の電気通信事業者の電気通信設備を一般第一種指定収容ルータ(専らIP電話の提供の用に供されるものを除く。)で接続する場合における一般第一種指定ルータ又は同ルータ及び伝送路設備により通信の交換又は交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除く。)</p> <p>・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能 他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定収容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ又は同ルータ及び伝送路設備により通信の交換又は交換及び伝送を行う機能</p>		
<p>○ 答申 P24 において、「収容局接続とは、他事業者が自らアクセス回線を調達し又は NTT 東西からアクセス回線を借りた上で、当該回線を NTT 東西の収容局の収容ルータに接続」とあり、また、収容局接続に係る機能をアンバンドルすることが必要と考える理由の一つに、「①競争事業者からは、収容局接続について速やかにアンバンドルして提供することが要望されていること」と記述がされていることから、収容局接続について、接続事業者の要望に沿った内容で提供がなされるよう、接続料規則の改正案における第 4 条の 6 の 2 を以下のとおり修正して頂きたいと考えます。</p> <p><原案> 接続料規則第 4 条 6 の 2 ルーティング伝送機能 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能 他の電気通信事業者の電気通信設備を一般第一種指定収容ルータ(専ら IP 電話の提供の用に供されるものを除く。)で接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の</p>	<p>○ 収容局接続については、地域IP網において、平成13年よりルーティング伝送機能の接続料を設定していたにもかかわらず、他事業者との接続実績はなく、また現時点、他事業者から当社に対し具体的な接続要望もないことから、今回の告示・省令改正においては、アンバンドル対象から除外し、実需が存在することが明らかになった時点で、アンバンドルの是非を改めて検討することが適当であると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 「収容局接続」については、地域IP網においても、ルーティング伝送機能の接続料を設定したものの、平成 13 年から現在に至るまで 6 年以上、(東西間接続を除き)1社の接続実績さえありませんでした。</p> <p>他事業者から「収容局接続」のアンバンドル要望があること等を理由に、当社の次世代ネットワークでも「収容局接続」のアンバンドルが求められ</p>	<p>○ 意見は、NGN等の収容局接続において、PSTNにおけるGC接続と同様の接続形態を実現するための修正案と考えられる。この点、NGN等の収容ルータは、そもそも振り分け機能を有しておらず、コア網としてNGN等以外の特定の他事業者網を選択できないことから、当該形態を実現するためには、収容ルータに振り分け機能を実装させることが必要となる。</p> <p>しかしながら、当該実装に係るコスト負担の問題に加え、収容ルータが他事業者網への振り分けを行う場合は、分岐端末回線単位の加入ダークファイバの接続料設定の場合と同様の問題が生じることから、本件については、分岐端末回線単位の加入ダークファイバの接続料設定に関する検討を行う際に併せて検討することが適当である。</p>

<p>交換及び伝送を行う機能(SIP サーバと連携して提供するセッション制御の機能を除く。)</p> <p>特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能 他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定収容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能</p> <p><修正案> 接続料規則第4条 6の2 ルーティング伝送機能 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能 他の電気通信事業者の電気通信設備を一般第一種指定収容ルータ(専らIP電話の提供の用に供されるものを除く。)で接続する場合における一般第一種指定ルータ又は同ルータ及び伝送路設備により通信の交換又は交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除く。)</p> <p>特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能 他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定収容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ又は同ルータ及び伝送路設備により通信の交換又は交換及び伝送を行う機能</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>ていますが、要望事業者(ソフトバンク殿・KDDI殿・イーアクセス殿)はパブリックコメントとして意見提出されているものの、当該要望事業者から具体的なルーティング伝送機能の利用要望は頂いておりませんし、そもそも、当該要望事業者は独自のIPネットワークを構築し、現に、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得されています。</p> <p>以上のとおり、他事業者に実需要に基づくルーティング伝送機能の利用要望があるとは考えられないことから、当該他事業者のパブリックコメントの意見ではなく、具体的な接続要望を待ってアンバンドル/接続料設定の可否を判断することとして頂くべきであり、接続料規則の改正を見送ることが適当であると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見16 制御機能は特定のサービスに依存することなく一般的な機能として早期にアンバンドルすべき。</p>	<p>再意見16</p>	<p>考え方16</p>
<p>○ 今回の「ルーティング伝送機能」の細目、例えば専門交換機接続ルーティング機能については、SIPサーバ等の有するサービス品質や回線認証等の制御機能が含まれています。</p>	<p>○ 当社NGNのSIPサーバは、回線認証機能、セッション制御機能、品質制御機能を実装していますが、 ①これら現時点で実装している機能は、プラット</p>	<p>○ 答申に示したとおり、帯域制御機能等については、例えば、転送機能とは切り離してどのように利用してサービス提供することを想定しているのかが明確ではないので、技術的な実現可能性を含めた</p>

<p>弊社共は、このような制御機能はサービスに依存することなく一般的な機能としてアンバンドルすることが、答申 P21 にあるような「接続料の低減」「利用者料金の低減」「利用者料金市場における競争の促進」に資するものとするため、各種制御機能等が特定のサービスに依存しない形で、一般的な機能として早期にアンバンドルされることを要望いたします。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>フォーム機能に該当するものではなく、通信制御機能と一体として提供されており、一部機能だけをアンバンドルして提供することは困難であること、</p> <p>②3月27日の情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(P.30(4)帯域制御機能等のアンバンドル2)考え方)において、「この点、競争事業者からは、帯域制御機能や認証・課金機能についてアンバンドルを求める意見は示されているものの、例えば、NGNの転送機能とは切り離して、帯域制御機能等をどのように利用してサービス提供することを想定しているのかが明確ではないので、技術的な実現可能性を含めたアンバンドルの要否が判断できない状況にある。」と記載されていること、</p> <p>から、回線認証機能等をアンバンドルをすることは困難であると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 当社の次世代ネットワーク及び既存の地域IP網には、以下の観点からボトルネック性はなく、それらネットワークを構成する電気通信設備を指定電気通信設備の対象とすることは適当でないと考えます。</p> <p>①他事業者がIPネットワークを自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IPネットワークの自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で調達することが可能であるた</p>	<p>判断をするまでの熟度が高まっていないことから、現時点でのアンバンドルの要否の判断は時期尚早である。</p> <p>なお、これらの機能を用いたサービスは、今後サービス競争上重要性を増していくと考えられることから、NGNが実装する機能であれば、競争セーフガード制度による検証等を通じて、適時適切にアンバンドルの要否を検討することが必要となる。</p>
---	--	--

	<p>め、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっている。</p> <p>②現に、他事業者は独自のIPネットワークを構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得している。(FTTH・CATVブロードバンドサービス市場で見た場合、当社のシェアは西日本マクロで47.8%(平成19年12月末)に止まり、30府県中17府県で当社シェアが50%を下回り、うち9県ではCATV事業者殿のシェアが当社シェアを上回っている。三重、富山、福井、山口のCATV事業者殿のシェアは、67%、61%、57%、52%(平成19年12月末)と、当社のシェアを遥かに凌いでいる状況。このように、ブロードバンドサービス市場では、当社と他事業者の間で多様な競争が進展している。) ⇒別添参照(省略)</p> <p>③その結果、地域IP網の接続料として、平成13年より、接続約款に「ルーティング伝送機能」を規定していたものの、平成18年に開始されたNTT東西間接続という一例以外には利用実績がないこと。また、自社IP網からの接続先を自社ISP網のみとする垂直統合型ビジネスモデルを採用されている事業者の場合、地域IP網に全く依存することなく事業展開されており、現に事業展開に支障が生じている事実はない。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
--	--	--

4. 網機能提供計画の届出を要しない機能の追加(電気通信事業法施行規則改正関係)

意見17 イーサネットスイッチ及びSIPサーバ等の機	再意見17	考え方17
----------------------------	-------	-------

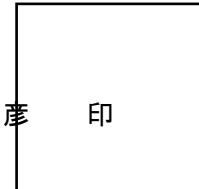
能を網機能提供計画の届出を要しない機能とすることに賛同。		
<p>○ 今回の告示・省令改正において、イーサネットスイッチ、SIPサーバ等の機器については、競争的に市場から供給を受けることが可能であり、また、その開発ペースが速く、機能更改も頻繁に行われること等を踏まえ、当該設備に係る機能は、網機能提供計画の届出を要しない機能とすることについて、賛同します。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>○ 電気通信事業法第 36 条の趣旨から、第一種指定電気通信設備に係る機能について、追加・変更が行われる場合に他事業者との円滑な接続に影響が及ぶ恐れがあるものに関しては、当該機能のすべてが網機能提供計画の届出義務の対象とされるべきです。</p> <p>従って、イーサネットスイッチに係る機能及び SIP サーバに係る機能の追加・変更が、他事業者との円滑な接続に影響を及ぼさないということが確認されない限り、当該機能は網機能提供計画の届出対象とすべきであり、電気通信事業法施行規則の改正案における第 24 条の 5 の第 13 号及び第 14 号は削除すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ イーサネットスイッチ、SIPサーバの機器については、市場から自由に最新の製品を調達することが容易であり、また、その開発ペースが速く、機能更改も頻繁に行われるという、市場実態になっております。こうした点を踏まえ、今回の省令改正案においては、当該設備に係る機能について、網機能提供計画の届出を要しない機能とされたものと認識しており、網機能提供計画の届出対象外とする省令改正案は妥当なものと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ イーサネットスイッチ、SIPサーバについては、他事業者も最新の製品を容易に市場から調達可能であるため、平成 20 年 3 月 27 日の情報通信審</p>	<p>○ 答申に示したとおり、網機能提供計画は、競争事業者が新機能を活用したサービス提供を行うための検討期間を設けるためのものというよりは、接続を前提としないネットワーク構築等がなされると円滑な接続が妨げられるため、そのチェックの観点から設けられたものである。</p> <p>この点、ルータと同様、イーサネットスイッチや SIP サーバについても装置の開発のペースも速く、網機能の追加・変更が頻繁にあると考えられること等を考慮すれば、これらを網機能提供計画の対象とすることまでは現時点では必要ないと考えられる。</p> <p>なお、情報開示告示の改正案では、イーサネットスイッチ等の網機能追加に係る必要な情報が事前の合理的な時期に提供されるように規定整備することとしており、これは、答申で示した考え方に基づく措置として適当と考えられる。</p>

	<p>議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」を踏まえ、イーサネットスイッチ及びSIPサーバに係る機能を網機能提供計画の届出対象外として、電気通信事業法施行規則を改正することは適当であると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
意見18 イーサネットスイッチに係る機能及びSIPサーバに係る機能の追加・変更が、他事業者との円滑な接続に影響を及ぼさないということが確認されない限り、当該機能は網機能提供計画の届出対象とすべき。	再意見18	考え方18
<p>○ 電気通信事業法第 36 条の趣旨から、第一種指定電気通信設備に係る機能について、追加・変更が行われる場合に他事業者との円滑な接続に影響が及ぶ恐れがあるものに関しては、当該機能のすべてが網機能提供計画の届出義務の対象とされるべきです。</p> <p>従って、イーサネットスイッチに係る機能及び SIPサーバに係る機能の追加・変更が、他事業者との円滑な接続に影響を及ぼさないということが確認されない限り、当該機能は網機能提供計画の届出対象とすべきであり、電気通信事業法施行規則の改正案における第 24 条の 5 の第 13 号及び第 14 号は削除すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		(考え方17に同じ)

情 審 通 第 ※ ※ 号
平 成 2 0 年 6 月 2 4 日

総 務 大 臣
増 田 寛 也 殿

情 報 通 信 審 議 会
会 長 庄 山 悦 彦



答 申 書 (案)

平成20年4月22日付け諮問第1206号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 また、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は別添のとおりである。

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

I 改正の背景

平成 20 年 3 月 27 日付け情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(情審通第 53 号。以下「答申」という。)において示された東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の次世代ネットワーク(以下「NGN」という。)に係る接続ルールの整備事項に関し、省令等改正を要する次の事項について規定整備を行うものである。

(諮問対象)

1. NGN及びひかり電話網の第一種指定電気通信設備の指定対象への追加

- 電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。)の一部改正
- 平成 13 年総務省告示第 243 号(以下「指定告示」という。)の一部改正

2. NGN等に係るアンバンドル機能及び標準的接続箇所の追加

- 施行規則の一部改正
- 接続料規則(平成 12 年郵政省令第 64 号)の一部改正

3. 網機能提供計画の届出を要しない機能の追加

- 施行規則の一部改正

(参考:諮問対象外)

4. 網機能提供計画の届出対象外であるルータ等に係る情報提供時期の明確化

- 平成 13 年総務省告示第 395 号(以下「情報開示告示」という。)の一部改正

5. アンバンドル機能の競争セーフガード制度の検証対象への追加

- 競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン(平成 19 年 4 月)の一部改正

II 主な改正の概要

1. NGN及びひかり電話網の第一種指定電気通信設備の指定対象への追加

答申において、

- ①NGNは、ボトルネック性を有するアクセス回線と一体として設置される設備であり、当該設備との接続が、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠であり、また利用者利便の確保の観点からも不可欠であること
 - ②また、ひかり電話網については、OAB～JIP電話市場においてNTT東西が75%を超えるシェアを占める状況にあることや現在相対で決定されている接続料についてコストに適正利潤を加えた事業者間均一の接続料設定を求める意見が示されている状況にあること
- 等から、第一種指定電気通信設備に指定することが必要との考え方が示された。

これを踏まえ、NTT東西のNGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備(以下「指定設備」という。)の対象とするため、施行規則及び指定告示の一部改正を行うものである。

(1)指定設備の定義の改正(☞改正施行規則第23条の2第4項第1号柱書)

NGN及びひかり電話網において関門交換機(IGS:Interconnection Gateway Switch)で接続してIP電話を提供する場合、IPパケットと音声信号を相互に「変換」するための設備として、メディア・ゲートウェイ(Media Gateway)が用いられる。

現行の施行規則においては、指定設備に該当する設備が具備する機能として「変換」の機能が規定されていないため、NGN等を指定設備の対象に追加するに際し、指定設備(交換等設備)の定義を改正し、その具備する機能として符号等の「変換」の機能を追加するものである。

(2)指定設備の追加指定等

1)ひかり電話網のルータの指定(☞改正指定告示第2号イ)

これまでひかり電話網のルータについては、接続を請求する事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されている場合等を除き、指定設備に該当しないとされていたが、今回、その設置場所にかかわらず、ひかり電話網のルータを指定設備の対象とするものである。

2) SIPサーバの指定(☞改正指定告示第5号)

SIPサーバは、その有するサービス品質や回線認証等の制御機能とルータが連携してセッション制御を行う中核的機能を果たすものであり、NGNやひかり電話網において、ルータや伝送路設備とともにネットワークを構成する主要な設備であることから、新たに指定設備の対象とするものである。

(参考)NGNのルータや伝送路設備の指定について

- 現行の指定設備のうち交換等設備(例:ルータ)及び伝送路設備については、指定しない設備を個別具体的に列挙し、個別に列挙されている設備以外は、網羅的に指定設備の対象となる形式(ネガティブリスト方式)を採用している。
- NGNを構成する設備のうち、ルータや伝送路設備については、指定しない設備として個別具体的に列挙されておらず、指定告示を改正しなくても、指定設備に該当することになることから、今回の省令等改正において特段の規定整備を行わないものである。

2. NGN等に係るアンバンドル機能及び標準的接続箇所の追加

(1)NGN及びひかり電話網に係る機能のアンバンドル(☞改正接続料規則第4条)

答申において、アンバンドルが必要とされた「フレッツサービスに係る機能」、「IP電話サービスに係る機能」、「中継局接続に係る機能」、「イーサネットサービスに係る機能」等に関する規定整備を行うものであるが、前三者の機能については、ルータ及び伝送路設備により通信の交換・伝送を行う機能という点において、現行制度上アンバンドルされている地域IP網のルーティング伝送機能と差異はないことから、ルーティング伝送機能の細目として規定するものである。

また、アンバンドル機能に係る規定整備に際し、「ルータ」について、NGN又はひかり電話網の「ルータ」と地域IP網の「ルータ」を区別する必要があることから、それぞれについて、以下のとおり定義するものである。

➤NGN及びひかり電話網のルータ

①一般第一種指定收容ルータ	第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御の機能を提供するもの
②一般第一種指定中継ルータ	第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであって、①と相互に対抗するルータ

➤地域IP網のルータ

③特別第一種指定收容ルータ	第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであって、①以外のもの
④特別第一種指定中継ルータ	第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであって、②以外のもの

1)NGN及びひかり電話網に係るルーティング伝送機能

① フレッツサービスに係る機能(一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能)

NTT東西の收容局に設置されるNGNの收容ルータに接続してNGNを利用する機能をアンバンドルするものである。

② 中継局接続に係る機能(一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能)

NTT東西の中継局に設置されるNGNの中継ルータ(ゲートウェイルータ:他事業者のIP網と直接接続するための関門ルータ)に接続してNGNを利用する機能をアンバンドルするものである。

③ IP電話サービスに係る機能(関門交換機接続ルーティング伝送機能)

NTT東西の中継局に設置される関門交換機(IGS)に接続してOAB～JIP電話サービスを提供するためにNGN又はひかり電話網を利用する機能をアンバンドルするものである。

2)地域IP網に係るルーティング伝送機能

① フレッツサービスに係る機能(特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能)

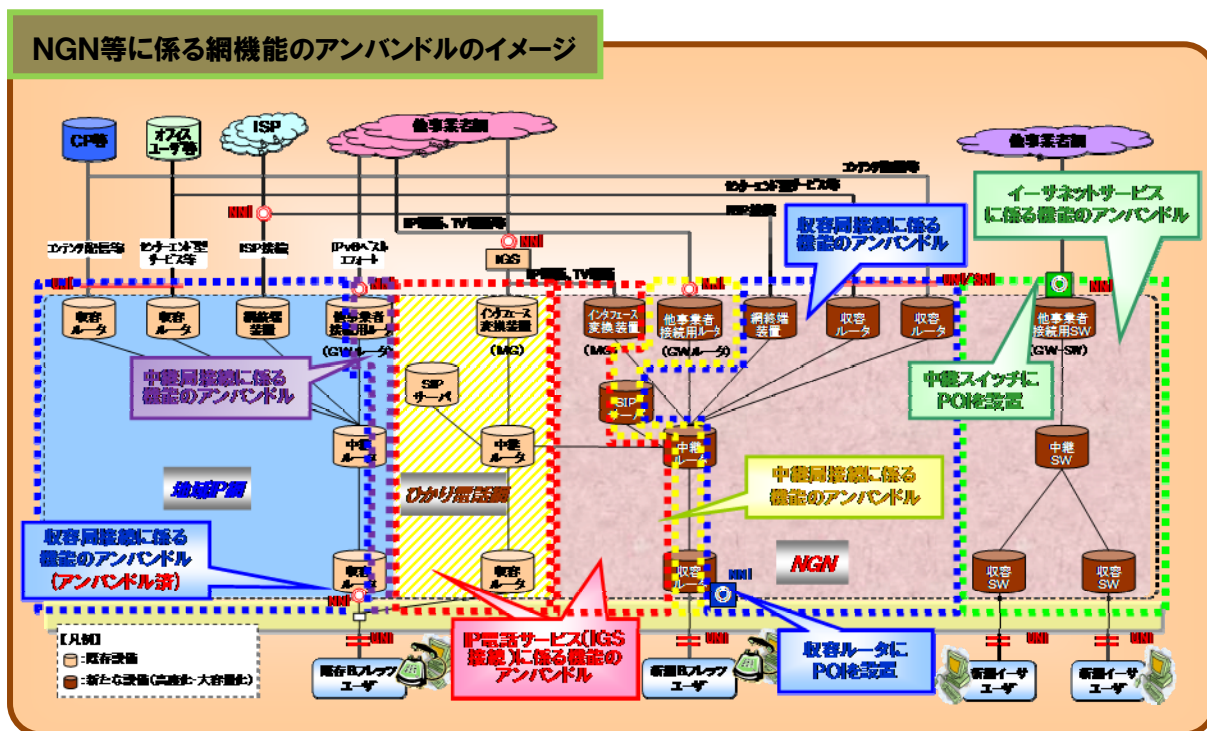
NTT東西の收容局に設置される地域IP網の收容ルータに接続して地域IP網を利用する機能をアンバンドルするものであり、今回ルーティング伝送機能の細目を規定することに伴い、改めて現行のルーティング伝送機能を特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能として規定するものである。

② 中継局接続に係る機能(特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能)

NTT東西の中継局に設置される地域IP網の中継ルータ(ゲートウェイ・ルータ:他事業者のIP網と直接接続するための関門ルータ)に接続して地域IP網を利用する機能をアンバンドルするものである。これは、答申に示されているとおり、現在、收容局接続として整理されているNTT東西の地域IP網同士を接続したIPv6サービスを提供するための機能は、中継局接続の形態で行われていると整理することが適当であることから、当該機能を特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能として新たに規定するものである。

3)イーサネットサービスに係る機能(イーサネットフレーム伝送機能)

NTT東西の中継局に設置されるNGNのイーサネットスイッチに接続してイーサネットサービスを提供するための機能をアンバンドルするものである。



(2)メガデータネットに係る機能の規定整備(☞改正接続料規則第4条)

現在、NTT東西の接続約款では、メガデータネットに関し単数対地の相手固定通信であるPVC(Permanent Virtual Circuit)回線に係る接続機能については、データ伝送機能として接続料が設定されている。

当該機能は、平成15年3月14日付け情報通信審議会答申(情審通第38号)における要望事項を踏まえ、実際費用方式に基づく平成15年度接続料等の改定に係る接続約款(平成16年2月17日総基料第232号で認可)において規定された経緯があること、また、既に一般専用線等が基本的な接続機能として規定されており、メガデータネットのPVC回線に係る接続機能は一般専用線等と相違がないことを踏まえれば、ネットワークが本来有すべき基本的な接続機能としてその位置付けを明確化することが適当であるため、今回、メガデータネットのPVC回線に係る接続機能についてデータ伝送機能としてアンバンドル機能に追加する規定整備を行うものである。

(3)標準的接続箇所の追加

NTT東西が接続の技術的条件を接続約款に記載すべき箇所(標準的接続箇所)として次の箇所を追加するものである。

1)イーサネットフレーム伝送機能に係る標準的接続箇所(☞改正施行規則第23条の4第9号)

イーサネットフレーム伝送機能の標準的接続箇所として中継局に設置されるイーサネットスイッチを追加するものである。

2)収容局接続に係る機能の標準的接続箇所(☞改正施行規則第23条の4第10号)

ルーティング伝送機能のうち一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等の標準的接続箇所として収容局に設置されるルータを追加するものである。

3. 網機能提供計画の届出を要しない機能の追加

1)イーサネットスイッチに係る機能及びSIPサーバに係る機能の追加(☞改正施行規則第24条の5第13号及び第14号)

イーサネットスイッチやSIPサーバは、競争的に市場から供給が受けることが可能であり、また、その開発ペースが速く、機能更改も頻繁に行われること等を踏まえれば、当

該設備に係る機能は、網機能提供計画の届出を要しない機能とすることが適当と考えられる。

ただし、イーサネットスイッチに係る機能等は、ルータと同様、網機能提供計画を要しない機能とはするものの、情報開示告示において必要な情報を事前に情報開示することとする。

Ⅲ 施行日等

施行期日は公布の日とする。ただし、以下の機能のアンバンドルに係る規定は、それぞれ以下の日までは適用しないものとする。

- ルーティング伝送機能(特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能を除く。)

平成 21 年3月 31 日

- イーサネットフレーム伝送機能

平成 22 年3月 31 日

ただし、接続料原価を算定するために必要なコストドライバに関する状況やアンバンドル機能の利用の動向等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の省令について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

(参考) 諮問対象外の告示等の改正

4. 網機能提供計画の届出対象外であるルータ等に係る情報提供時期の明確化 (情報開示告示の一部改正)

- 答申において、「現在、ルータ等に係る情報提供を定めた情報開示告示には、情報提供時期の定めがないことから、原則として事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示を改正することが適当」との考え方が示された。
- 同答申を踏まえ、網機能提供計画の届出を要しないルータ等の機能について、新たな網機能を提供する場合、その機能の情報について原則として提供予定時期の90日前までに開示するものとする。

5. アンバンドル機能の競争セーフガード制度の検証対象への追加 (競争セーフガード制度の運用に関するガイドラインの改定)

- 答申において、「今後、NGNの稼働に伴い、新たな機能の追加が想定されること等を踏まえれば、アンバンドルの要否もその検証対象にするように、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」を改定することが適当」との考え方が示されたことを踏まえ、アンバンドル機能について競争セーフガード制度の検証対象に追加するものとする。

電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部を改正する省令案新旧対照表

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(第一種指定電気通信設備の基準等)</p> <p>第二十三条の一 法第三十三条第一項の指定は、告示によつてこれを行つて、この場合において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務長令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 符号（電気通信業務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下単に「信号」といふ）を除く）、音響<u>音響又は認識の交換</u>、継響<u>継響又は認識又は通信路</u>の設定（以下「交換等」といふ）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」といふ）であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 固定端末系伝送路設備を直接収容するもの（以下「第一種指定端末系交換等設備」といふ）</p> <p>ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて当該単位指定区域内における通信を行うもの（以下「第一種指定中継系交換等設備」といふ）</p> <p>二 伝送路設備であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定市内交換局」といふ）間に設置される伝送路設</p>	<p>(第一種指定電気通信設備の基準等)</p> <p>第二十三条の一 法第三十三条第一項の指定は、告示によつてこれを行つて、この場合において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務長令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 符号（電気通信業務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下単に「信号」といふ）を除く）、音響<u>又は認識の交換</u>若しくは継響<u>又は通信路</u>の設定（以下「交換等」といふ）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」といふ）であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 固定端末系伝送路設備を直接収容するもの（以下「第一種指定端末系交換等設備」といふ）</p> <p>ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて当該単位指定区域内における通信を行うもの（以下「第一種指定中継系交換等設備」といふ）</p> <p>二 伝送路設備であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定市内交換局」といふ）間に設置される伝送路設</p>

備（以下「第一種指定市内伝送路設備」といふ）

ロ 第一種指定市内交換局と第一種指定中継系交換設備が設置されている建物（以下「第一種指定中継交換局」といふ）との間に設置される伝送路設備（以下「第一種指定中継系伝送路設備」といふ）

三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信業務に係る情報の管理、電気通信業務の制御及び端末の認証等を行うための設備

四 前二号に掲げるもののほか、交換設備、伝送路設備又は端末設備であつて当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの

第二十三条の三（略）

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 法第二十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は次のとおりとする

一 第一種指定端末系伝送路設備における利用者の電気通信設備の側の箇所

二 第一種指定市内交換局に設置される主配線盤であつて次に掲げるもの

イ 電気信号の伝送に係るもの

ロ 光信号の伝送に係るもの

備（以下「第一種指定市内伝送路設備」といふ）

ロ 第一種指定市内交換局と第一種指定中継系交換設備が設置されている建物（以下「第一種指定中継交換局」といふ）との間に設置される伝送路設備（以下「第一種指定中継系伝送路設備」といふ）

三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信業務に係る情報の管理、電気通信業務の制御及び端末の認証等を行うための設備

四 前二号に掲げるもののほか、交換設備、伝送路設備又は端末設備であつて当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの

第二十三条の三（略）

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 法第二十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は次のとおりとする

一 第一種指定端末系伝送路設備における利用者の電気通信設備の側の箇所

二 第一種指定市内交換局に設置される主配線盤であつて次に掲げるもの

イ 電気信号の伝送に係るもの

ロ 光信号の伝送に係るもの

三 第一種指定市内交換局に設置される伝送装置における 第一種指定端末系伝送路設備の反対側の箇所

四 第一種指定市内交換局に設置されるインタフェース加入者モジュール（主として音声伝送業務の提供に用いられる第一種指定端末系交換装置設備であつて電話業務の提供に用いられる設備を除くものをいふ）における 第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

五 第一種指定市内交換局において 第一種指定市内伝送路設備又は第一種指定中継系伝送路設備と第一種指定端末系交換装置設備との間に設置される伝送装置

六 第一種指定市内交換局に設置される第一種指定端末系交換装置設備における 第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

七 第一種指定中継交換局に設置される光信号の伝送に係る主配線盤

八 第一種指定中継交換局において 第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換装置設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換装置設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換装置設備との間に設置される伝送装置

九 ~~第一種指定中継交換局に設置されるTカネットシステム（TカネットのTを交換するための電気通信設備をいふ）~~

十 第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置されるルータ（インターネットプロトコルにより信号を交換するた

三 第一種指定市内交換局に設置される伝送装置における 第一種指定端末系伝送路設備の反対側の箇所

四 第一種指定市内交換局に設置されるインタフェース加入者モジュール（主として音声伝送業務の提供に用いられる第一種指定端末系交換装置設備であつて電話業務の提供に用いられる設備を除くものをいふ）における 第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

五 第一種指定市内交換局において 第一種指定市内伝送路設備又は第一種指定中継系伝送路設備と第一種指定端末系交換装置設備との間に設置される伝送装置

六 第一種指定市内交換局に設置される第一種指定端末系交換装置設備における 第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

七 第一種指定中継交換局に設置される光信号の伝送に係る主配線盤

八 第一種指定中継交換局において 第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換装置設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換装置設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換装置設備との間に設置される伝送装置

九 第一種指定中継交換局に設置されるルータ（インターネットプロトコルにより信号を交換するための電気通信設備をいふ）

めの電気通信設備をいづ)

十四 信用中継交換機(信号の交換を行う設備をいづ)の設置の場所と同一の建物内に設置される信用用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信用用伝送装置

2・3 (略)

(届出を要しない機能)

第二十四条の五 法第三十六條第一項の総務省令で定める機能は次のとおりとする

一〜十二 (略)

十三 一カホップスガツホビヨウ一カホップノコトヲシテ交換機探るための機能

十四 SHIPサービス(ホップス(インターネット)ノコトニヨリ通信を行うための電気通信設備を識別するために割り当てられる番号をいづ)のホップス電気通信設備の設置を困難な地域を確保するための制御 インターネットノコトニヨリネットワーク上送の制御又は固定端末系伝送設備の認証を行う設備をいづ)にヨリパケット制御(呼を制御するためのネットワークにヨリ通信の確立又は切断を制御する)をいづ)をいづための機能

附 則

この法令は、公布の日から起算する

十四 信用中継交換機(信号の交換を行う設備をいづ)の設置の場所と同一の建物内に設置される信用用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信用用伝送装置

2・3 (略)

(届出を要しない機能)

第二十四条の五 法第三十六條第一項の総務省令で定める機能は次のとおりとする

一〜十二 (略)

電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(用語)</p> <p>第三系 この省令において使用する用語は 法 電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第 二十五号) 電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令第 二十六号)及び第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成九年郵政省令第九十一号 以下「接続会計規則」といふ)において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において 次の各号に掲げる用語の定義は 当該各号に定めることによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 一般第一種指定収容サーバ 第一種指定端末系交換設備に該当するサーバであつて SIPサーバを構成してセッション制御の機能を提供することをいふ。</p> <p>五 一般第一種指定中継サーバ 第一種指定中継系交換設備に該当するサーバであつて一般第一種指定収容サーバと相互に対向するものをいふ。</p> <p>六 一般第一種指定サーバ 一般第一種指定収容サーバ及び一般第一種指定中継サーバをいふ。</p> <p>七 特別第一種指定収容サーバ 第一種指定端末系交換設備に該当するサーバであつて一般第一種指定収容サーバ以外のものをいふ。</p> <p>八 特別第一種指定中継サーバ 第一種指定中継系交換設備に</p>	<p>(用語)</p> <p>第三系 この省令において使用する用語は 法 電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第 二十五号) 電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令第 二十六号)及び第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成九年郵政省令第九十一号 以下「接続会計規則」といふ)において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において 次の各号に掲げる用語の定義は 当該各号に定めることによる。</p> <p>一～三 (略)</p>

認するルータであつて一般第一種指定中継ルータ以外のものをいふ。

九 特別第一種指定ルータ 特別第一種指定収容ルータ及び特別第一種指定中継ルータをいふ。

十 IP電話 インターネットプロトコルを用いて通話伝送を行うことにより提供される電話の役務をいふ。

十一 関口交換機 第一種指定中継交換機設備と他の電気通信事業者の電気通信設備とを接続する場においてこれらの設備の間に設置される第一種指定中継交換機であつて、通信路を設定する機能、接続料の積算に関する情報を送信する機能及び発信者の電気通信番号を転送する機能を提供することをいふ。

十二 カルリヤ装置 ATMトータラ方式(非同期転送モード)を用いてトータラを伝送するための通信方式をいふ)によりカルリヤを交換するための電気通信設備をいふ。

十三・十四 (略)

第三系 (略)

(機能)

第四条 法第三十三條第四項第一号口の総務長令で定める機能は次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を次の表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」といふ)とする。

機能の区分	内容	対象設備
一～六 (略)		
六の二	一般収容	他の電気通信事業者の電
		一般第一種

四・五 (略)

第三系 (略)

(機能)

第四条 法第三十三條第四項第一号口の総務長令で定める機能は次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を次の表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」といふ)とする。

機能の区分	内容	対象設備
一～六 (略)		
六の二	ルータ等	ルータ及び伝送路設備
		ルータ及び

ルータ イング 伝送機 能	ルータ接 続ルータ イング伝 送機能	気通信設備を一般第一種 指定収容ルータ（専らIP 電話の提供の用に供せ れるものを除く）で接続 する場合における一般第 一種指定ルータ及び伝送 路設備により通信の交換 及び伝送を行う機能（S IPサーバと連携して提 供するパシブ制御の 機能を除く）	指定ルータ 及び当該一 般第一種指 定ルータに 係る伝送路 設備又はS IPサーバ	伝送機能	より通信の交換並びに伝 送を行う機能	当該ルータ に係る伝送 路設備並び にこれと一 体として設 置される通 信路の設定 の機能を有 する電気通 信設備（交 換設備を除 く）
	一般中継 ルータ接 続ルータ イング伝 送機能	他の電気通信事業者の電 気通信設備を一般第一種 指定中継ルータ（専らIP 電話の提供の用に供せ れるものを除く）で接続 する場合における一般第 一種指定ルータ及び伝送 路設備により通信の交換 及び伝送を行う機能				
	特別収容 ルータ接 続ルータ イング伝 送機能	他の電気通信事業者の電 気通信設備を特別第一種 指定収容ルータで接続す る場合における特別第一	特別第一種 指定ルータ 及び当該特 別第一種指			

<p>八十四 (略)</p>	<p>六〇二 トラクタ送機 能</p>	<p>セルリアー装置及び送 路設備により通信路の設 定及び送送を行う機能</p>	<p>セルリアー 装置及び消 該セルリアー 装置に係 る送路設 備</p>
<p>七 (略)</p>	<p>六〇三 トラクタ送 機</p>	<p>トラクタ送機及び 送路設備により通信 路の設定及び送送を行 う機能</p>	<p>トラクタ送 機及び消 該トラクタ送 機に係る送路 設備</p>
			<p>間の接続制 御を行うた めの装置及 び信号等を 送送するた めの装置並 びにSIP サーバ</p>

--	--	--	--

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日までの間は、適用しない。

- 一 第四条の表六の二の項（特別收容ルータ接続ルータリング伝送機能に係る部分を除く。）の改正規定 平成二十一年三月三十一日
- 二 第四条の表六の二の項の次に一項を加える改正規定 平成二十二年三月三十一日

(検討)

第二条 総務大臣は、この省令の施行後における接続料の原価算定に必要な配賦基準に関する状況及び第四条に規定する機能の利用の動向等を勘察し、必要があると認めるときは、この省令による改正後の接続料規則について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成十三年総務省告示第二百四十二号（電気通信事業法三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に
 基づく指定に関する件）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの</p> <p>一 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、第一種指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定バス伝送装置及び加入者線終端装置を含む。）</p> <p>二 施行規則第二十三条の二第四項第一号の交換等設備（次に掲げるものについては、それぞれに掲げる条件に該当するものに限る。）</p> <p>イ <u>ルータ</u> 他の電気通信事業者の電気通信設備への振り分け機能を有すること又は当該機能を有するルータと相互に対向すること</p> <p>ロ デジタル加入者回線アクセス多重化装置（国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告G.992.1 Annex C又はG.992.2 Annex Cに準拠する伝送方式によるものに限る。）又はデジタル加入者回線信号分離装置 接続を請求する電気通信事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されていること</p> <p>三 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備</p> <p>四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機</p>	<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの</p> <p>一 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、第一種指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定バス伝送装置及び加入者線終端装置を含む。）</p> <p>二 施行規則第二十三条の二第四項第一号の交換等設備（次に掲げるものについては、それぞれに掲げる条件に該当するものに限る。）</p> <p>イ <u>ロに掲げるもの以外のルータ</u> 他の電気通信事業者の電気通信設備への振り分け機能を有すること又は当該機能を有するルータと相互に対向すること</p> <p>ロ <u>専らIP電話の役務の提供の用に供されるルータ そのルータ又はそのルータと相互に対向するルータが、固定端末系伝送路設備を直接収容し、かつ、八に掲げる条件に該当すること</u></p> <p>ハ デジタル加入者回線アクセス多重化装置（国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告G.992.1 Annex C又はG.992.2 Annex Cに準拠する伝送方式によるものに限る。）又はデジタル加入者回線信号分離装置 接続を請求する電気通信事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されていること</p> <p>三 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備</p> <p>四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機</p>

<p>五 SIPサーバ</p> <p>六 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御局及びサービス制御統括局</p> <p>七 PHSの役務を提供する電気通信事業者との接続に用いるPHS加入者モジュール並びに端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局及びサービス制御統括局</p> <p>八 公衆電話機及びこれに付随する設備</p> <p>九 電気通信番号の案内又は手動による通信に用いられる交換機(第一項に掲げるものを除く。)、案内台装置及び伝送路設備(第一項又は第三項に掲げるものを除く。)</p> <p>十 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備(第一項、第三項、第四項又は前項に掲げるものを除く。)</p>	<p>五 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御局及びサービス制御統括局</p> <p>六 PHSの役務を提供する電気通信事業者との接続に用いるPHS加入者モジュール並びに端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局及びサービス制御統括局</p> <p>七 公衆電話機及びこれに付随する設備</p> <p>八 電気通信番号の案内又は手動による通信に用いられる交換機(第一項に掲げるものを除く。)、案内台装置、伝送路設備(第一項又は第三項に掲げるものを除く。)</p> <p>九 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備(第一項、第三項、第四項又は前項に掲げるものを除く。)</p>
--	---